

公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会員準則

平成 17 年 5 月 27 日 制定

平成 25 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 12 月 21 日 改正

令和 2 年 12 月 23 日 改正

(目 的)

第 1 条 この準則は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）会員
規程の第 2 条及び第 3 条に定める会員の責務並びに会員事業所を利用されている
人たちに対する人権侵害等が発生した場合の本会及び地方会の対応等に関する事
項を定めることを目的とする。

(会員の責務)

第 2 条 会員の責務を次のとおりとする。

- (1) 会員は、事業所を利用されている人たちが、ひとりの人間として享受すべき尊厳
を確固たる倫理観をもって守らなければならない。
- (2) 会員は、事業所を利用されている人たちの意思決定の支援に取り組み、この人た
ちが地域社会で安全で安心感に満ち、その人の望む豊かな生活を送ることができる
よう支援をしなければならない。
- (3) 会員は、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現
に向けて、地域社会の理解を深めるための啓発活動に努めなければならない。
- (4) 会員は、相互に連携し障害福祉の一層の充実に努めなければならない。

(本会並びに地方会の責務)

第 3 条 本会並びに地方会に、権利擁護委員会等の常設の組織を置くものとする。

- 2 本会並びに地方会は、会員事業所を利用されている人たちの人権擁護や虐待防止
に向けた啓発活動に努めることとする。

(人権侵害等発生への対応)

第 4 条 会員は、事業所を利用されている人たちへの人権侵害や法令に違反する不適切な
運営等が発生した場合は、速やかに地方会会長に発生状況及び経過の報告を行うも
のとする。

- 2 地方会会長は、会員より報告を受けた場合、又は必要と判断した場合は、当該会
員への事実確認を行うとともに、速やかに本会への連絡・情報提供を行うものとし
る。
- 3 前項のうち、地方会会長が必要と認めた場合は、当該会員の再発防止への取り組
みに支援を行うものとする。
- 4 前項のうち、地方会会長が会員として相応しくない故意又は重大な過失があると
判断した場合は、本会に当該会員への処分を求めるものとする。

(再発防止委員会)

第5条 前条4項又は本会会長が必要と認めた場合は、本会に再発防止委員会を置くものとする。

- 2 再発防止委員会は、本会会長、副会長、権利擁護委員長、リスクマネジメント委員長及び当該会員が所属する地方会会長によって構成する。
- 3 再発防止委員会は、該当事案について審議を行い、「指導」又は「勧告」を行うものとする。

(指導・勧告)

第6条 「指導」「勧告」の内容は次のとおりとする。

- (1) 指導 当該会員に対して、注意及び指導を行う。
- (2) 勧告 当該会員に対して、書面による嚴重注意及び改善勧告を行う。

(改善状況の確認)

第7条 前条の「勧告」を行った会員に対しては、本会の権利擁護委員会が、地方会との連携のもと改善状況の確認を行うものとする。

- 2 本会の権利擁護委員会が当該会員の改善や再発防止への取り組みが不十分であると判断した場合は、本会会長に対して再発防止委員会の開催を求めることができるものとする。

(会員資格の停止)

第8条 前条2項により、再発防止委員会において審議を行った結果、「会員資格の停止」に該当すると認められる場合は、本会会長は、本会理事会の承認を経て、「会員資格の停止」を行うものとする。

- 2 前項の場合は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 「会員資格の停止」を行った場合は、当該会員の名称及び理由等を本会ホームページ等により公表するものとする。

(会員資格の回復)

第9条 「会員資格の停止」を受けた事業所は、受けた日から2年間は会員として復帰できないものとする。

- 2 会員として復帰を希望する事業所は、所属する地方会長の承認を得て、会員資格の回復の手続きを行うものとする。

(守秘義務)

第10条 第4条による人権侵害等発生への対応において情報を知り得た者は、これを外部にもらしてはならない。

(記録の保存)

第11条 本会は、再発防止委員会の審議経過を記録し、保存しなければならない。

(改正及び廃止)

第12条 本準則を改正または廃止しようとするときは、本会理事会の承認を受けなければならない。